

藤沢市社会教育委員会議  
令和元年度11月定例会

議 事 録

日 時 2019年（令和元年）11月18日（月）  
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1, 8-2会議室

# 令和元年度藤沢市社会教育委員会議 11月定例会

日時： 2019年（令和元年）11月18日（月）

午前10時から正午まで

場所： 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

## 1 開 会

## 2 議事録の確認

## 3 議題

- ・協議事項の検討について

## 4 報告

- ・神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会（10月18日開催）について（報告）
- ・第50回関東甲信越静社会教育研究大会埼玉大会（11月7、8日開催）について（報告）
- ・神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会（11月14日開催）について（報告）

## 5 その他

## 6 閉会

(出席委員)

川野佐一郎・稲川由佳・石川美保子・市川範朗・井沼隆史・岩本将宏・長田祥男

瀬戸内恵・西尾愛・百武三郎・平野まり・三宅裕子・山田勉・渡辺智子

(事務局)

齋藤参事・井出主幹・田高課長補佐・渡邊・辻

\*\*\*\*\* 午前10時 開会 \*\*\*\*\*

川野議長

ただいまから社会教育委員会議の11月定例会を開催します。

事務局から本日の欠席委員の確認をお願いします。

事務局

藤沢市社会教育委員会議規則第4条によりまして、審議会の成立要件として委員の過半数以上の出席が必要とされております。委員定数15名に対して、本日の出席委員は14名、欠席委員1名であることから、会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

川野議長

傍聴者の確認をお願いします。

事務局

本日傍聴者はありません。

川野議長

資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

(配付資料の確認)

川野議長

10月の議事録の確認をします。何かありますか。ないようなので、確定いたします。

それでは、「3議題」に入ります。前回までは生涯学習ふじさわプラン2021の進捗管理について、グループに分かれて、プラン掲載事業から抽出した4つの事業の視察・ヒアリングを行い、講評を実施しました。そして、各事業担当課の所属長と、事業の今後の方針や課題認識等について確認しました。

昨年度はプランの進捗管理終了後、藤沢市の社会教育のこれまでの経過や現状、課題を認識しながら、社会教育が発展し市民のためになるようにするために今後どうすべきかについて、意見交換を行いました。その当時、意見として出された内容を資料No. 1に私案としてまとめています。任期終了までに3回ほど定例会を予定していますので、今後は昨年度と同様に検討を進めていきたいと考えています。

どのように進めていくのかということについて、先日、副議長と事務局で打ち合わせを行いましたので報告します。それに対して、皆様からご意見

をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

新しく社会教育委員になられた方もいらっしゃいますので、過去に議論した内容にとらわれることなく、本日は意見をお願いしたいと思っています。また、意見交換を行った後に、その議論を生かし、どのようにまとめていくのかということについて、私から提案をさせていただきたいと思いません。

意見交換を行うにあたり、テーマを決めた方が意見を言いやすかったのではないかと反省をしております、個人的に考えているのが、「藤沢市の社会教育の今とこれから」というテーマです。皆様の活動分野や選出団体の立場から、さらに意見を述べていただきたいと思いません。

議論の進め方については、議長による指名方式ではなく、自由発言で行いたいと思いません。発言は何回していただいても結構ですので、遠慮しないでください。他の委員の意見を聞いて、それに対して意見を述べていただいても結構です。

資料No. 3は、東京大学佐藤一子名誉教授の著書の紹介です。本のサブタイトルが「九条俳句訴訟が問いかけるもの」で、取り上げられているのは、さいたま市内の公民館です。この公民館では高齢の方が中心となって活動している俳句グループがあり、詠んだ俳句から優秀作品をみんなで選ぶのだそうです。そして、選ばれた俳句は、職員が発行する公民館報に載せられ、活動内容を地域住民へ知らせることをしてきたそうです。このサークルメンバーの女性が、銀座へ買い物に行った際、憲法9条を守れ、戦争反対というデモ活動を行う女性たちに出くわしたそうです。そのときのことを題材にして、「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句を詠んだそうです。その後、「九条守れ」という言葉が政治的に中立性を保っていないということで、公民館報に掲載しないということになったそうです。けれども、作者にしてみれば、自分が言っているわけではなく、ただ、デモを見て俳句を詠んだだけ、ということが事の発端でした。社会教育に関する公民館で起きた出来事について、最高裁判所まで争われた裁判で、著書の中では、より詳細に記載されているので、本日は取り上げません。

皆さんにご紹介したいのは、第6章「『学びの公共空間』の再構築」で、この本の中心的な部分だと思います。私たち社会教育委員は、地域の社会教育に対して責任ある立場ですので、いろいろなアンテナを広げながら、議論をしたいと思、この本をご紹介しました。

それでは、藤沢市の社会教育のこれまでの経過をきちんと理解しておかなければいけないと思、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料No. 2をご覧ください。藤沢市の社会教育・生涯学習に関する事項を年譜としてまとめたものです。

昭和15年の藤沢市制の施行から、教育委員会の発足時期、公民館の

開設時期などを、藤沢市の動向、社会教育・生涯学習の動向、それから藤沢の公民館に関する動向、国・県等の動向に分けて、年代順にまとめたものでございます。

国の動向の中で、社会教育が生涯学習という言葉に変わって、地域のための学習から個人の学習へ舵を切り始めたときから、いろいろな動きがあり、藤沢市の社会教育の変化をたどっていただける部分もあろうかと思えます。

この社会教育委員会も、昭和50年代から各任期の皆様がいろいろな提言、あるいは諮問・答申、建議というものを出されてこられたことも、全て入れています。中央教育審議会の答申に基づいて、藤沢市の社会教育委員の皆様がどのような提言を出されたか、ということもご覧いただくとよろしいかと思えます。

それから、公民館が直営から市民運営に変わったというのが、ここ10年の藤沢市の社会教育の中では一番大きな転換点でございました。平成26年から現在の直営方式に戻っておりますが、市民の学びを担保することと考えますと、自助、共助、公助という言葉がありますが、公助からいきなり自助にシフトチェンジしても、いろいろなひずみが生じたことから、もう1回直営に戻すことで、中間にあたる共助ということ、今藤沢市の自治として考えなくてはいけないところだと思っております。

市としての動向ももちろんですが、藤沢市が歩んできた、市民の皆様が培ってきた学びという中で、今期の社会教育委員の皆様がどのように感じて、どのような藤沢を学びからつくっていくのかということを考える上での参考として、流れを押さえていただければと思います。

川野議長

ありがとうございました。

それでは「藤沢市の社会教育の今とこれから」ということで、意見交換をしたいと思います。

長田委員

自分の活動状況の中から、お話をさせていただきますけれども、個人的に野外アート展を何回か実施したことがあります。

公募展を実施した際のことですが、展示した現代アートの中に、憲法を否定するような立場で活動されている方が、全103条をリボン状のものに書いて、それを木と木の間張ったロープにぶら下げ、その空間の中で私たちは生活をしなくてはいけないということを主張したいという方がおり、それがアートかどうか運営実行委員会の中で議論になりました。103条全部をぶら下げるのであれば、アートとして捉えていいのではないかなりましたが、2回目の開催時に、同じ方が9条だけに特化した作品の企画を持ってきました。

公民館の事業で作品を公募する際には、政治的な主張を行うような方もいらっしゃるのではないかと思います。

山田委員

三者連携の事業にかかわらせていただいておりますが、安全をテーマに子どもたちにポスターを描いてもらい、そのポスターを使って外看板をつくるという企画が数年前にあったようです。ただ、外看板は設置にあたり、安全面や風で飛んで無くなったりする問題があります。また、ポスターに名前を書くので、個人情報の問題も指摘され、看板を撤去したことがあります。

ただ、ある活動をやめるという状況になったときに、当初の目的が見失われて、結局何も残らないという状況が繰り返されるのは、少し残念な気がします。安全性や安心を追求する考えが強くなり過ぎると、参画機会がどんどん失われて、活動がすごく小さくなっていくのではないかと感じるので、主催する側でいろいろなところに気を遣いながら、一緒に考えていくという対策ができればいいなと思っています。

西尾委員

私は市民活動推進センターでNPOを運営することで、まちを元気にするという活動を行っています。市の施設ということもあって、市民活動推進条例をもとに運営をしているのですが、その中で、政治上の主義を推進し支持し、またはこれに反対することを目的とする活動はだめですよという、いわゆる政治関係の活動を禁止しています。

しかし、9条を勉強しようという内容は大丈夫です。特定の政治家を支持するとか、投票依頼はだめですが、みんなで学びを深めようというものについては良しとしていて、施設を使うに当たっては、学びの場としての使用であれば大丈夫としているので、そういうところでは、一定の線引きができています。

今のお話にあったアートと表現の自由については、すごく線引きが難しいなと思いました。参加者がそのアート展において、こういう考え方もあるんだな、自分はどうだろうとか、自分は賛成できないなと考える機会になるのはいいのではないかと思います。そういうふうに展示をしていると、主催者もそれを支持しているのではないかという見方もされるかと思うので、結論は出ませんが難しい問題だと思いました。

川野議長

ありがとうございます。

表現の自由について、公民館運営審議会や社会教育委員会議での議論を踏まえないで行政が決定をした場合、行政の姿勢が問われます。訴訟に至らないうちに、当事者同士できちんと話し合うべきだという意見も社会教育委員会議で出されています。

長田委員

公民館は、教育の場としての空間という面と、地域の集まりという両方の面を持っている。公民館を運営している方々は、地域でボランティアとして活動されている方が中心ですから、地域の活動を中心に考えたいと思

っている方が多いように感じます。

特に防災面を考えたら、地域のつながりという点においては、公民館は大きな鍵を握っていると思います。ただ、決められたグループが毎年同じような活動を行い、公民館を使っていると、事業の発展性はどうかという考えもあると思いますし、もっと発展できる活動に門戸を広げていただきたいなと思います。

山田委員

長田委員がおっしゃったことについて、地域で活動されている方々が長い歴史を培って集まりを継続されていて、その結果つながりができているという側面もあると思いますが、仮に今、私がそこで行われている活動に興味があって参加しようとしたときに、入りやすいと言われるとちょっと考えてしまう部分があります。歴史を経て、形がしっかり固まっている一方で、新しい風が入ったほうが新しい考え方が形成されていくというところができ上がってくるのではないかと感じます。

瀬戸内委員

恐らく市民活動推進センターでは、宗教的な活動も政治と並んで難しいかと思います。

私はムスリムの人たちと接することがあり、話を伺っていると、フレキシビリティという部分と線を引かなくてはいけない部分とがすごく難しいと思います。政治のどこからどこまでがタブーなのかと同じで、宗教もどこからどこまでがタブーなのか。ただ、日本人全体がムスリムに対して知識がないことも非常に大きいところで、知って初めて得るものもあるので、線引きも大事ですが、フレキシビリティについてももう少し整合性がとれていくといいなと思います。

稲川副議長

文化政策という言い方は、つい最近まで言えなかったという事情があります。それまでは文化行政という言い方をされていて、戦中、文化芸術を使って、日本は中国や東南アジアに植民地支配として出ていったという大きな反省があって、文化の関係はできるだけ中立を保とう、逆に反省が行き過ぎたというところも感じたりはしています。

ただ、表現の自由と政治的な線引きは、いつの時代でも必ず起き上がってくる問題だと思います。一番欠けているのは、情報が少ないということです。例えば、今、瀬戸内委員がおっしゃられたように、ムスリムの人たちに対して、私たちはどれだけ知っているのかということとか、例えば長田委員のおっしゃられた、公募をするときにどういう目的でどういう人たちと、どういうことをやりたいかといった情報を出して、みんなで考えるという場がなかなかないということが、文化政策・文化行政をやっていく上で、非常に問題になってくると感じています。

いろいろなところで、議論しない、何か問題が起こったときはやめればいいのかということが前提としてあり、意見を戦わせたり意見を全部出したり、

情報やどういう人なのかを知れば、それほど大きな問題にならないことが日本の各地で起こっていると思います。

文化の話とは少し離れてしまいますが、日本にこれからたくさんの外国人労働者が入ってくることが予想されますが、年配の友人で、「犯罪が多くなるから嫌だ」というようなことを言った人がいます。日本で生活していくのであれば、日本の教育をきちんと受けられるような情報を提供したり、困っていることをきちんとフォローするといった体制を整えて、日本に来る外国人たちがみんな怖い人たちではない、というインフォメーションが与えられていけば、このような問題は出てこないのではないかと思います。

例えば公民館活動を行う際、何の目的でどういう人たちが集まって、どのような意見で、問題が起こったときにどうしたいのか、ということをつまびらかにして、みんなで意見を戦わせ、そこに漕ぎつくことが大切なのではないかと思います。

川野議長 藤沢市の外国人は何%ぐらい住民登録しているかわかりますか。

事務局 確認します。

川野議長 そういう実態も押さえながら進めていきたいと思います。

長田委員 今の稲川副議長のお話で、活動者のニーズを公民館で実現させるためには、職員の数やいろいろな部署との連携など、運営や人員の問題などが多く出てくるのではないかと感じます。

瀬戸内委員 稲川副議長の「知ることの大切さ」という話に関連して、最近あった事例をご紹介します。知り合いのインドネシアの技能実習生の話ですが、インドネシア人は会った人とすぐ写真を撮ります。その方の家の近くが小学生の通学路になっていて、よく通る小学生と写真を撮ろうという話になり、一緒に撮ったそうです。そうしたら、子どもが家に帰り「お母さん、知らない外国人に写真を撮られた」と言って、警察に行ったそうです。

実習生たちは地域の小学校のイベントに参加したり、バトミントンサークルの活動に毎週参加したりしています。あと、日本大学で乗馬体験をさせていただいたり、多摩大学の学園祭を手伝ったりと、地域でいろいろな活動をしています。活動を通して参加している日本人は、彼らは怖い人たちではないということがわかるし、実際、コミュニケーションした親御さんも、インドネシアのことがわかり始めました。ムスリムはこの時期は断食なのね、それでは、余りスポーツはできないねというように、いろいろなことを知る機会があります。

藤沢市も外国人の人口が増えています。就労で来ている人たちは、わからないことがあったら企業に聞く等手厚くやってくれるところもあります

が、なかなかケアをしてくれない企業もあるなかで、どこに行くかという、日本語教室に行きます。個人的に日本語教室の先生がケアをしている状況になっており、教室の代表から行政が何とかしてくれないだろうかという声も幾つか挙がっていたようです。

横浜市や大和市等、先駆的なところを参考にしながら、行政だけでなく企業や大学との連携が間違いなく必要になってくると思いますので、そういったところから社会教育の一環として、リアルな人間を通して、国際文化も含めて、いろいろ交流しながら学ぶというのも一つのカテゴリーになっていくのではないかと思います。

川野議長

ありがとうございました。さきほど確認した、藤沢市の外国人の住民登録者数について、事務局から報告をお願いします。

事務局

藤沢市の11月1日現在の住民基本台帳上の外国人の人数ですが、6,621人ということで、人口が43万4,698人でございますので、比率でいいますと、1.52%の方が外国人ということになります。

川野議長

ありがとうございました。

なぜこの問題を取り上げるかという、マイノリティーの問題を地域社会でどうやって捉えていくかという一例で、外国人の方にスポットが当てられましたけれども、例えば障がいがある人だとか、格差、差別、人権問題にまで地域の社会教育、生涯学習は配慮しているのかどうかということが今すごく問われているので、社会的弱者とともに生きる共生社会をどうつくっていくのかということは、1つの大きなテーマになり得るわけで、将来に向けてどう取り組んでいくのかという課題提起を我々もできるのではないかと思います。

学校教育のほうはどうですか。例えば国際教育や国際交流は、横浜市、大和市も進んでいるという話で、私も横浜の学校へ調査に行ったときに、全校生徒300人のうち100人近く外国人がいる学校や、国際教室を2クラス設けてやっている学校もありました。

高校教育で主権者教育が始まった際に、文部科学省が政治的中立性という言葉を盛んに用いて、各学校長に通達を出していると思います。先生方が教える内容について、政治的中立性に配慮せよというような内容で、それが社会教育の中でも運用されました。

かつては政治教育や政治学習等、政治についてもっと学ぼうということ公民館で行っていましたが、しかし、今では、政治的中立性に欠けるという判断をされてしまう難しさがあります。市川委員、高校教育ではどうでしょうか。

市川委員

高校の場合、シチズンシップ教育の中で模擬投票を行っており、例え

ば、候補者がどういった取組をするかを生徒に読み込ませ、どの人に投票するかということをやっています。

外国人の話がありました。神奈川県内に数校ですが、日本に来日して3年以内の方に特別募集を行っています。生徒たちは、日本で学び母国に戻って何をするのかという意識を持っており、大人も刺激を受ける部分があります。

社会教育で取組をしていくことは、地域にとってプラスになる部分が必要であると思います。ただ、現場ではなかなか難しい部分があるというのを感じます。

平野委員

藤沢市は40万を超えた市民がいる一方で、体育の施設がとても少ないです。市営の陸上競技場は1つもございません。それから、体育館は、大きなものは2つです。

今、善行の体育センターのところに、県の施設として、陸上競技場、体育館、テニスコートをつくっています。来年完成の予定ですが、あくまでも県で管理しているものです。藤沢市内にあるわけですから、なるべく市民がたくさん使えるようにしたいということで、体育にかかわっているものがパブリックコメントに意見を入れましたが、それに対しての返答はまだありません。

例えばテニスコートですと、地域の皆さんに教室をしたいとか、大会をしたいとなると、一般利用の市民が使えないということで、優先確保が難しいということを耳にします。たくさん施設があれば、解決できることですが、人口に対してとても施設が少ないという悩みがあります。

来年、市政80周年でスポーツ都市宣言をしたいということを体育協会では考えていますが、海があつて、山があつて、そして、来年、オリンピックを行えるような場所にありながら、施設が少なくてスポーツができないというのは少し悲しいことじゃないかと思います。

川野議長

ありがとうございました。

学校での体育館やグラウンドの開放はどのようになっていますか。

岩本委員

どの学校もグラウンド開放、体育館開放をやっていると思います。例えば片瀬中学校で言うと、1週間すべて埋まっていて、新規に使用したいという団体があつても、いっぱいではなかなかお受けできませんと回答しないといけない状況です。特に中学校の場合には、グラウンドについてはナイター設備がありません。昼間は部活動でほぼ優先的に使っている状態です。テスト前の1週間が部活動をやらない期間ですが、そこは年度の初めに押さえられているので、1年間、グラウンドに誰もいなくてがらんとしているということはない状態です。

- 川野議長 団体の登録数はどのくらいありますか。結構多いですか。
- 岩本委員 そんなに多くはないです。体育館は幾つかの団体が曜日を決めて使用しています。
- 川野議長 公民館の場合もそうですが、既得権になってしまうと難しいですね。
- 三宅委員 今、公民館では個人の要望・生きがいつくりから社会の要請に対応していこうという流れがあり、新しい地域づくりということで、いろいろなところと連携して進めていくべきである、と方向づけられています。そういったことを念頭に置きながら、公民館運営を進めていくことになるだろうと思います。
- また、共生社会・人権に関する事業を、各公民館で取り組む方向で話し合っていて進めています。例えばLGBTの問題、外国人の問題は、課題が多いと思います。一緒に歩いていくという中で、公民館事業が少しずつでも進められるように公民館運営審議会も努力しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
- 外国人関連でいうと、学校に行っていない子どもがいるというニュースも耳にしますし、そういう子どもたちに対して対応をどうしたらいいのかということと、大人に対する社会教育はどうしたらいいのだろうかということを考えます。強制的にすると同化政策みたいな形になってしまいますので、そうではなくて、日常の中で市民と暮らしていくにはどうしたらいいか、という視点での社会教育も考えていくべきだと思います。
- 稲川副議長 今、三宅委員のご発言で思いましたが、知らないということが恐れを起こします。知れば怖くなくなるということもありますので、公民館等いろいろな活動で、相手を知るチャンスを社会教育の中でたくさんつくっていかなくてはいけないと思います。例えばLGBTとか外国籍の方たちとかをよく知るとということが挙げられると思います。
- 川野議長 図書館も結構問題が多いと思います。図書館が表現の自由にどのようにかかわっていくかはすごく難しい問題で、図書館協議会でも、ぜひそういう議論をしてもらいたいと思います。
- 市民協働の関係では、生涯学習の目的でNPOの認可を通るところが日本全国でいうと60%から70%ぐらいあり非常に多いです。藤沢市はどうですか。生涯学習を目的としているNPOの数は結構多いですか。
- 西尾委員 はっきりとした数字は今伝えられませんが、市民活動推進センターでは、年に1回登録を更新する形で団体に利用していただいています、大体500団体ぐらいで、開館して18年ぐらいですが、今までの延べで言

うと1, 100ぐらいの団体が利用しています。

ただ、日々推進センターを利用している団体と、講座だけ来る方など、何を利用するかによって割合というのは変わってきます。ふだん使っている方は日本語教室の方だとか、あとは土日や平日の夜だと、平日お仕事をされている方とか学生が来たりはします。生涯学習ですと、何々研究会といったものもある程度の数はあります。

川野議長

社会教育は、人・物・金・事が大切です。人に関することは、職員、市民も含めてすごく大きいですし、物というのは施設で、公民館、博物館、図書館、スポーツ施設、文化施設といった全ての利用施設。それから金は、予算、つまり事業費がないと活動できない。そして事は情報です。

社会教育法では、社会教育委員の職務に研究調査を行うという項目が入っているため、かつては考えるだけでいいのではないかと、言いつ放しで終わってもいいのではないかとという考えもあったようですが、それは違うと思っています。建議というものがありますが、これは建設的な議論という意味で、提言も含めて社会教育委員の側から自主的に藤沢市の社会教育の現状と課題について提起をしていきたいと思っています。

2年間社会教育委員を委嘱されて、研究調査や建議してきたことの1つの成果として、意見集という形で皆さんの意見をまとめてアウトプットしていこうと思っています。そのために、きょう意見交換したことを加えて、資料No. 1の体系図をもっとわかりやすくシンプルにしたいと思っています。次回の定例会ではそれを示して、少しまとめてみたいと思います。

意見集は、各自A4で1ページぐらいにまとめていただきたいと考えています。各自が書いたものを調整・編集しながら、藤沢市社会教育の今とこれからについてこう考えている、というようなことをまとめていきたいと思っています。

こうした方向性に賛同していただけますか。いいですか。——賛成ということで行いたいと思います。具体的な方針は次回にお示ししたいと思います。

それでは続きまして、「4報告」に進みます。

神奈川県社会教育委員連絡協議会理事会について、稲川副議長より報告をお願いします。

稲川副議長

10月18日の第2回理事会に、川野議長とともに出席いたしました。資料は、資料No. 4です。

内容としましては、資料の一番後ろのページの次第に沿って進みまして、令和元年度実施事業について、また、令和2年度の事業計画について、全てが承認されました。

議題(3)横須賀市の幹事ローテーションについてですが、幹事は人口40万人以上の自治体が担うことになっていますが、横須賀市は40万人

を切ってしまったということで、来年度以降の幹事から外れます。また、全国社会教育委員連合の会費の値上げが予定されていますが、神奈川県の場合は、県のほうで値上げ分を負担するという事になっています。

情報交換では、川野議長が県の研修会のテーマについて意見を出しました。内容としては、社会教育という言葉は現在使われることが非常に少なくなっているということや、研修会後のアンケートにさまざまな要望があるにもかかわらず、それに対応していないのではないかという本質的な問題を提起し、県から国、全国社会教育委員連合に意見を出してもよいのではないかということ意見を意見として出してくださいました。

川野議長

ありがとうございました。

続いて、資料No. 5の関東甲信越静社会教育研究大会について報告します。11月7日～8日に埼玉県川越市の会場で行われました。基調講演では、「学びがひらく 豊かな人生」ということで、主に人生100年時代の高齢化社会にスポットを当てたお話がありました。

シンポジウムは、埼玉県の関係者、若い人も含め子育てサークルの方も出ていました。体験談から引き出された非常に活発な内容でした。

分科会は第3分科会「市民と行政のパートナーシップ」に参加しました。NPOの方がファシリテーターで、ワークショップ方式で進みましたが、86人参加していたため、時間が不足してしまい、余り突っ込んだ議論はできなかったというのが実態です。

全体の参加者は1,000人余りでしたが、1都10県のうち神奈川県からは9名の参加でした。

続きまして、神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会について報告をお願いします。

稲川副議長

11月14日に小田原市で開催された地区研究会に、私と石川委員、事務局2人と出席しました。

資料のNo. 6をご覧ください。内容としましては、人権講話では神奈川県小田原児童相談所長の高須氏から、小田原市が取り組む里親制度について、そして、里親として活動されていらっしゃる方からのお話がありました。基調講演として、小田原市社会教育委員会議副議長で、玉川大学教授の笹井氏から、社会教育とは何かという大もとのところのお話がありました。続いて、小田原市の社会教育委員がかかわっている事例について、発表が2件ありました。1つは放課後子ども教室について、もう1つは大人のまなびということで、こちらは藤沢市の生涯学習大学と非常に似た事業であるという印象でした。

小田原市では放課後子ども教室と児童クラブとの連携とか、学校教育の中の放課後の児童の暮らし方に関して、いろいろ試行錯誤されながら取り組んでいらっしゃるなという感想を持ちました。

石川委員

補足というか感想ですが、里親制度について、実際に里親を12年間されて、12名のお子さんを今まで預かってきた方のお話がとても印象的でした。私は20年ほど前に少し関心があって、東京都の里親制度の講演会を聞きに行ったことがあります。そのときと大分違うのは、緊急性里親という制度が創設されたことです。以前は養育を主にするという養育里親が主だったと思いますが、緊急性里親というのは、虐待や育児放棄をされた子どもたちを預かるもので、午前中に「このお子さんを預かってください」という連絡が来て、午後にはもう子どもが来る、という救済の意味の里親を国が進めていて、行政では賄い切れないとか、救えない子どもたちを里親さんが担うということがとても印象的で、すごく変わったなと思いました。

あと、3日里親というのがあり、普通の家庭でお正月やクリスマスを過ごすというように、養育施設にいただけでは経験できない経験を、普通の家庭で預かって行うというものです。これはちょっとやってみたくて以前から思っていたので、家族に話してみようと思いました。

それと、放課後子ども教室の取組についてですが、小田原市の全小学校25校に設置されており、いいなと思った点は、放課後の子どもの居場所になるということと、地域の人たち、特に高齢者との交流の場になっていて、ふるさと歴史カルタなどを使って小田原の歴史を学びながら学ぶということ、それと最後に保護者の方に期待する活動についてのアンケートをとっていて、しっかりその結果をフィードバックしていこうという姿勢があったところです。

川野議長

ありがとうございました。

引き続き、石川委員より図書館協議会の報告をお願いします。

石川委員

10月28日に、初めて小田急湘南GATEの6階の南市民図書館で行われました。

議題(1)図書館統計については、登録者数は34%、人口1人当たりの貸出件数が平均して8件、登録者1人当たりの貸出件数が24件、本の平均回転率が3回、人口1人当たりの資料件数が3件、人口1人当たりの資料購入費が139円、資料購入費の平均単価が1,634円、貸出コストが162円、行政効果、この指標は総供給数から総経費を引き、市民1人当たりの図書館サービスの還元を金額で示したものであるということで、1万2,002円となっています。

(2)令和元年度特別整理についてですが、5月と9月に行われています。実施内容としては、蔵書点検、職員研修、改修工事等が行われたということでした。

(3)秋の読書週間及び図書館まつりについての報告、(4)各図書館から6月から9月までの事業報告がありました。

川野議長

ありがとうございました。  
そのほかに報告はありますか。

井沼委員

今年度「藤沢の子どもたちのためにつながる会」において実施する講演会のお知らせです。来年になりますが、1月24日の金曜日10時から、場所は湘南台市民シアターで行います。講師は親野智可等氏です。チラシをまだ配付をしていない学校がありますが、今週中には配付すると思います。

現在、申し込みを開始して1週間程度ですが、50件ぐらいあるようなので、もしご興味がある方がいらっしゃれば、ぜひ見に来ていただきたいと思います。

川野議長

ありがとうございました。  
それでは、事務局から「5その他」として連絡事項等ありましたら、お願いします。

事務局

事務局から、情報提供として資料の説明をさせていただきます。  
資料No. 7「平成30年度神奈川の社会教育委員活動」をご覧ください。県社会教育委員連絡協議会が県内の社会教育委員の活動をまとめた資料です。平成30年度版の配付依頼がありましたので、本日、皆さんにお配りをさせていただきました。参考になる活動の事例などもあるかと思しますので、お目通しいただければと思います。  
また、新聞状になっている資料で、社協連会報No. 85が9月2日に発行され県から送付がありました。ご確認いただければと思います。

川野議長

ありがとうございました。  
皆さんのほうから報告以外でも結構ですので、情報提供等ありますか。特にありませんか。  
それでは、事務局から次回の会議の予定をお願いします。

事務局

次回の定例会につきましては、1月20日月曜日、10時から正午まで、8-1、8-2会議室で予定をしております。  
次回も今回の定例会と同様に協議事項の検討ということで、残り1月、3月、5月と3回にかけて意見書をまとめていくという川野議長からのご提案もありましたので、審議にご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

川野議長

いよいよ任期終盤ですので、皆様、万障お繰り合わせの上、ぜひご出席をお願いします。  
以上で11月の定例会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

た。

\*\*\*\*\* 午前11時52分 閉会 \*\*\*\*\*